おける地球から宇宙方向の固定衛星業務への一次的基礎での追加分配

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　10-15GHzの周波数帯の固定衛星業務（FSS）用の既存の未計画の帯域は幅広いアプリケーションにより使用されており、これらアプリケーションによりこの周波数帯への需要が急速に高まったこと。

b)　第三地域では未計画のFSSに分配された地球から宇宙と宇宙から地球方向のスペクトルは10-15GHzにおいてそれぞれ750MHz及び1.05GHzであること。

c)　第二地域では未計画のFSSに分配された地球から宇宙と宇宙から地球方向のスペクトルは10-15GHzにおいてそれぞれ750MHz及び1.0GHzであること。

d)　考慮事項b)及び考慮事項c)での帯域差は、地球から宇宙方向の帯域制限を生じ、したがって、衛星事業者が、考慮事項a)で言及された増大するスペクトル要求に対処すべく、限られた周波数資源を十分かつ効率的に利用する際の制限になること。

e)　考慮事項a)のスペクトル要求の急速な増加に対処できるよう、また、憲章第44条の原則に従った効率的、経済的な方法で限られたスペクトル資源が利用できるよう、考慮事項b)及びc)で言及された地球から宇宙方向のスペクトルの不足を解決する必要があること。

f)　考慮事項b)及びc)で言及されたスペクトル不足問題を解決するために、固定衛星業務への既存の分配に隣接する（又はほぼ隣接する）一次的基礎での追加分配が地球から宇宙方向の未計画のFSSに必要であること。

g)　安全面、技術面、運営面、経済面及び他の関連要素を考慮しつつ、周波数分配は可能な限り世界的規模（同一の業務、業務の分類と周波数帯の制限）で行うべきであること。

以下を認め、

a)　13-17GHzに分配された既存の一次業務にFSSシステムが必要以上の制約を与えないようにすることが重要であること。

b)　付録第30A号の14.5-14.8GHzの周波数帯の第一地域及び第三地域BSSフィーダリンクプランの中に、アフリカ、中東及びアジア太平洋の22か国のための割当てがあること。

c)　付録第30A号の第４条の適用成功後は、新しい割当てを付録第30A号の第一地域及び第三地域の割当てリストに追加することができること。

d)　付録第30B号の12.75-13.25GHzの周波数帯のプラン及びリストにはFSS（地球から宇宙）への区域分配と割当てがあること。

e)　上記の付録第30B号の地球から宇宙方向のリストは付録第30B号の第６条及び第７条の手続を用いて更に開発できるであろうこと。

f)　プラン及びリストのいずれかのうち、上記の区域分配又は割当ての送信地球局は、所属する衛星通信網の業務区域内の任意の地点に配置することができること。

以下を更に認識し、

a)　13.25-13.75GHzの周波数帯は地球探査衛星業務（能動）に一次的基礎で分配されていること。

b)　散乱計、高度計及び降雨レーダーの３種類の能動センサを持った13.25-13.75GHzの周波数帯のEESS（能動）は長年この帯域で運用されてきたこと。EESS（能動）のリモートセンシングシステムは自然災害防止を目的に、後方散乱のエコー・モードにより気象、水、気候変動及び類似の緊急事態を監視するために用いられるが、FSS（アップリンク）により生じる混信を受ける可能性があること。

c)　現在、EESS（能動）は少数の国により運用されているに過ぎないが、測定は世界的規模で行われ、リモートセンシングデータと関連する分析結果は全世界に配布及び利用され、国際社会全体の便益に寄与していること。

d)　EESS（能動）システムは人命と自然資源の保護にきわめて重要であること。EESS（能動）システムの13.25-13.75GHzの周波数帯での運用に不当な制約が及ばないよう保護することが必要であること。

e)　第5.340号が適用される15.35-15.4GHzの周波数帯は、地球探査衛星（受動）、宇宙研究（受動）及び電波天文業務に分配されていること。

f)　13.75-14GHzの周波数帯が固定衛星業務及び無線標定業務に一次的基礎で分配されていること、また、地球探査衛星（受動）並びに標準周波数及び時刻信号衛星（地球から宇宙）業務に二次的基礎で分配されていること、更に、第5.502号、第5.503号及び決議第144（WRC-07、改）がこの帯域で適用されること。

以下を決議し、

1　WRC-15に向けて以下を完了させること。

ｉ）　帯域の中の一次的基礎で分配された既存の業務を保護しつつ、共用及び両立性の研究を考慮に入れながら、固定衛星業務への既存の分配に隣接する（又はほぼ隣接する）周波数範囲に焦点を当て、13-17GHzの周波数帯の固定衛星業務に第二地域で250MHz、第三地域で300MHzの帯域幅を地球から宇宙方向に新たに一次的基礎で分配することができる帯域の研究

ⅱ）　帯域の中の一次的基礎で分配された既存の業務を保護しつつ、共用及び両立性の研究を考慮に入れながら、第5.502号、第5.503号及び決議第144（WRC-07、改）を除き、規制条項の見直しにより、地球から宇宙方向の固定衛星業務への既存の分配を利用する検討を含む研究

2　14.5-14.8GHzの周波数帯の使用が検討される場合は、付録第30A号のプラン及びリストに関して、これら帯域の完全な状態と適切な保護がなされるよう、特に以下を考慮しつつ、状況に応じた適切な措置を執らなければならないこと。

ｉ）　付録第30A号の通信網と固定衛星業務による帯域の新しい利用との間の状況に応じた所要調整手続

ⅱ）　付録第30A号のプラン及びリストの送信地球局を各々の業務区域内の任意の場所に設置可能とすることの必要性

ⅲ）　付録第30A号のプラン及びリストの中の割当てを、帯域内の新しい固定衛星業務から状況に応じて適切に保護する必要性

3　13-13.25GHzの周波数帯は本決議による研究から除外されること。

4　WRC-15が上記研究の結果を検討し、適切なる措置を執ること。

以下をITU-Rに要請し、

1　WRC-15が研究結果を検討し適切な対応を執れるよう、決議事項１、２、３及び４を考